

(7) 茅ヶ崎市への提出書類

【新規申請、継続申請、団体追加申請を行う場合に提出する書類】

◆事業体区分が法人、個人に関わらず提出する書類

項番	提出書類名《該当条件》	業種区分				説 明	提出条件
		工事	コンサル	一般委託	物品		
1	競争入札参加資格認定申請に関する代理人の委任状 《代理申請のとき》	○	○	○	○	競争入札参加資格認定申請の手続を申請者に代わって行政書士が行う場合に提出していただく書類です。 押印省略可とします。	・申請を委任して行う場合は必須です。
2	建設業許可申請に添付する次のいずれかの様式の写し ①営業所一覧表（新規許可等） ②営業所一覧表（更新） ③変更届出書 《工事の受任者を置くとき（県と同じ受任者の場合は不要）》	○				営業所一覧表等で、受任地の許可状況を確認するため必要となる書類です。 ※受任地における営業許可のない種目は認定できません。	・工事で受任者を置く場合は必須です。 ①、②又は③のうち、最新の許可状況や所在地等を確認できる書類を提出してください。 ・なお、県と同じ受任者の場合は提出は不要です。
3	入札契約に関する代理人の委任状（受任者ごと） 《受任者を置くとき》	○	○	○	○	受任者を置く場合、受任者確認のため、必要となる書類です。 押印省略可とします。	・受任者を置く場合は必須です。 ・受任者を複数置く場合は、受任者ごとに必須です。
4	建築士事務所登録通知書(写し)(受任者分) 《「302建築設計」の営業種目を申請するとき》		○			受任者が「302建築設計」について入札契約事務を行う場合は、受任地において建築士事務所登録をしていることが必要です。	・建設コンサルタント業の営業種目「302建築設計」を申請する場合で、受任者が「302建築設計」の入札契約事務を行う場合のみ提出してください。 ・なお、県と同じ受任者の場合は提出は不要です。
5	納税状況等調査に関する同意書 【茅ヶ崎市固有様式】 《市内に事業所又は償却資産等があるとき》	○	○	○	○	市に納付すべき税目について、滞納がないことが競争入札の参加資格要件となっており、最新の納税状況を調査します。また、必要に応じ、課税状況も調査します。申請者の同意が必要のため、提出していただく書類です。 押印省略可とします。	・受任に拘らず、市内に固定資産税を納付すべき事業所又は償却資産等がある場合や市内に本店がある場合又は市内に支店・営業所等がある場合は必須です。 ＊様式は市ホームページにご用意しています。

◆事業体区分が法人の場合のみ提出する書類

項番	提出書類名《該当条件》	業種区分				説 明	提出条件
		工事	コンサル	一般委託	物品		
6	商業登記簿（履歴事項全部証明書）（写し可） 《工事の登録があり、茅ヶ崎市内に主たる事業所があるとき》	○				法務局が発行するものです。	・工事に登録があり、茅ヶ崎市内に本店がある場合、必須となります。 ・申請日から起算して、前3か月以内に発行されたものを提出してください。

◆事業体区分が個人の場合のみ提出する書類

→ありません。

(備 考)

○事業体区分が以下の場合

事業協同組合 — 項番1～5の書類のうち、条件に該当するものを提出してください。

官公需適格組合 — 同上

○茅ヶ崎市固有様式は、市ホームページにご用意しています。 (<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/keiyaku/1006985.html>)

【所在地による認定区分について】

・市内事業者・・・茅ヶ崎市内に本社又は本店を有する場合

・準市内事業者・・・茅ヶ崎市内に受任地（支社、支店、営業所等）を有し、その代表者に契約履行に関する権限を与えている場合で、当該受任地が法人市民税の課税対象となっている場合

・市外事業者・・・上記以外の場合

※電話・ファクシミリ番号を茅ヶ崎市外の番号とする等、営業の実態が認められない場合、受任者の設置を認めず、市外事業者として取り扱うことがありますのでご注意ください。

※原則として、市内事業者が優先的に入札参加できる基準を採用しています。

【その他】

受任者の営業実態や、印刷業における生産設備等について、訪問にて確認を行う場合があります。